

令和 7 年 1 0 月 1 7 日

**南相馬市農業委員会
1 0 月定例総会議事録**

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和7年10月17日(金) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	早瀬川 秀 一	欠	11	井 上 純 子	出
2	西 山 健 司	出	12	杉 本 正 宏	出
3	横 山 仁	出	13	濱 田 賢 次	出
4	根 本 剛 実	出	14	清 信 眞 一	出
5	桑 折 一 洋	出	15	今 野 秀 幸	出
6	水 谷 隆	出	16	濱 名 弘 幸	出
7	遠 藤 一 郎	出	17	半 谷 眞知子	出
8	前 田 一 郎	出	18	塚 野 邦 好	出
9	荒 利 敬	欠	19	今 野 由 喜	出
10	鎌 田 宣 義	欠			

2. 出席農地利用最適化推進委員

原町区 田中 正幸

鹿島区 遠藤 吉広

小高区 相馬 秀一

3. 出席職員

事務局

①局 長 増山 善樹 ②次 長 大坪 勇彦 ③主 査 林 雄司

④主 査 宮本 達男 ⑤副主査 米本 一樹

農地集積課

①主 査 遠藤 昌治

4. 日 程

日程第 1	議事録署名委員の指名について	
日程第 2	諸般の報告	
日程第 3	報告第 40 号	農地利用最適化推進委員の逝去について
日程第 4	報告第 41 号	専決処分の報告について
日程第 5	報告第 42 号	農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
日程第 6	報告第 43 号	農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について
日程第 7	報告第 44 号	違反転用事案の報告について
日程第 8	議案第 110 号	農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第 9	議案第 111 号	農用地利用規程の認定に係る意見について
日程第 10	議案第 112 号	農用地の買入協議の要請について
日程第 11	議案第 113 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
日程第 12	議案第 114 号	農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について
日程第 13	議案第 115 号	農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）
日程第 14	議案第 116 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）
日程第 15	議案第 117 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）
日程第 16	議案第 118 号	農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）
日程第 17	議案第 119 号	農地法第 4 条の規定によるの許可申請について（市許可分）
日程第 18	議案第 120 号	現況確認証明申請について

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和7年10月定例総会を開会いたします。欠席通告者は、1番委員、9番委員、10番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により、定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号4番委員、5番委員、6番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。9月29日、市役所において、第2回南相馬市一般廃棄物処理施設建設事業検討委員会に出席をいたしました。事務局から、本市のごみ処理の現状について説明を受けるとともに、施設の処理システムを決めるために複数の案が示され、比較しながら評価や意見を交わしました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第40号「農地利用最適化推進委員の逝去について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第40号につきましてご説明いたします。議案資料の2ページになります。農地利用最適化推進委員1名が9月22日にご逝去されましたことをご報告申し上げます。以上でございます。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、私からも農業委員会を代表して、故人のご逝去を悼み、謹んで哀悼の意を表したいと思います。

議 長 次に、日程第4、報告第41号「専決処分の報告について」を議題といたします。専決第21号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第41号専決第21号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転の申し出があ

りましたので、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づく南相馬市農用地利用関係調整手続規程第2条により、調整委員2名の指名を専決いたしました。なお、本件に係る結果については、報告第42号にて報告いたします。以上であります。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第42号「農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について」を議題といたします。調整委員主任の16番委員からの報告を求めます。

16番委員 報告第42号についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。去る10月7日午前10時より、南相馬市役所北庁舎2階打ち合わせスペース東側において、出し手1名、福島県農業振興公社の担当者2名、調整委員2名、事務局職員2名により開催いたしました。なお、出し手については本人が出席できず、本人の委任を受けた代理人が出席したことを申し添えます。協議内容についてですが、先ず、公社の担当者から農地の売買事業の内容を説明いただきました。次に、農地の詳細について出し手に聞き取りをいたしました。その後、価格の協議となりました。

申し出のあった農地について、出し手側から提示された希望価格は、田10アール当たり80万円。畑10アール当たり60万円でありました。南相馬市管内での売買事例では、田10アール当たり30万円から50万円、畑10アール当たり20万円から35万円の取り引きが多いことを、調整委員と事務局から出し手に説明いたしました。更に、今回出し手から提示された金額での取り引きはこれまでなかったことを説明し、再度出し手の意向を確認しましたが、調整がつかず不調となりました。その際、事務局より、当該農地の周辺における農地の保有や利用状況、及び将来の見通し等から、当該農地を担い手へ集積することが適当であるため、本日開催の10月定例総会に、買入協議の要請を議案として提案したい旨の発言があり、全会一致で決しました。なお、この件は議案第112号の「農用地の買入協議の要請について」に記載しておりますので、後ほどご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、報告第43号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第43号についてご説明いたします。議案書の6ページから7ページになります。今回8件の案件がございますが、いずれも合意による解約ですので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことを報告いたします。詳細につきましては、記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第7、議案第44号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 議案第44号についてご説明いたします。議案書の8ページ、整理番号1番につきまして、違反者の氏名、土地の所在、地番、地目、面積、違反転用の発生年月日等は記載のとおりでございます。昭和55年頃に祖父が住宅を建築し、現在まで使用しております。今般、土地調査を行ったところ農地であることが判明したため、農地法第4条による転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなります。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第8、議案第110号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１１０号についてご説明いたします。議案書の９ページから１５ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるに当たり、福島復興再生特別措置法第１７条の２第３項の規定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第１１０号についてご説明いたします。議案書の９ページから１５ページまでとなります。対象になる地区は５地区で、利用権の設定が５１件となります。議案書の１０ページ、整理番号１番から４番につきましては、小高区小屋木地区における担い手への集積による契約となります。

次に、整理番号５番及び６番につきましては、小高区飯崎地区における担い手への集積による新規契約となります。

次に、整理番号７番及び８番については、小高区下浦地区におけるほ場整備の換地に伴う新規契約となります。

次に、整理番号９番及び１０番につきましては、原町地区一般地区における新規契約となります。

次に、議案書の１１ページから１５ページ、整理番号１１番から５１番につきましては、鹿島区檜原地区における担い手への集積による新規契約となります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第９、議案第１１１号「農用地利用規程の認定に係る意見について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１１１号についてご説明いたします。議案書の１６ページから２９ページになります。市が農用地利用規程を認定するに当たり、農業経営基盤強化促進法施行規則第２３条の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。内容につきましては、担当課であります農地集積課の担当職員か

らご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第111号についてご説明いたします。議案書の16ページから29ページになります。鹿島区の浮田地区において営農改善組合を設立し、農用地利用規程を策定いたしましたので、認定に当たり審議を求めるものでございます。農用地利用規程の内容につきましては、18ページからとなります。当該規程は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な措置を講ずることにより、浮田地区の農業振興と農業経営の改善を目的としております。第2条に、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的事項について、具体的に三つの取り組みを示しております。第3条の実施区域につきましては、26ページの区域図のとおりでございます。第4条から第13条では、第2条で示した取り組みの内容及び具体的な実行方策について記載しております。当地区の担い手は個人4名と法人2社を予定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次は、日程第10、議案第112号「農用地の買入協議の要請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第112号についてご説明いたします。議案書の30ページから31ページになります。まず、買入協議制度についてですが、農業経営基盤強化促進法第15条第1項に基づく農地のあっせん申し出があった場合に、農業委員会及び農地中間管理機構等が、利用調整を行ってもなお双方の合意が得られず、優良な農地が認定農業者以外に渡る恐れがある場合等に、当制度を利用して確実に認定農業者へ優良な農地の集積を行うものであります。先ほど報告第42号にて、16番委員から報告があったとおり、去る10月7日に農地中間管理機構を含めて、利用関係の調整を行いましたが、売買価格について調整がつかず、不調に終わったため、結果として、認定農業者への売買が困難となりました。農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定の中に、農地中間管理機構等を含めた調整において、認定農業者に対する利用権の設定等が困難となった場合に、当該農地や周辺

の農地の利用状況、及び将来の見通し等から見て、認定農業者に対する農地の集積を図るために、改めて農地所有者と農地中間管理機構が買入の協議を行う旨を通知するよう、市長に対して要請することができることとなっております。今回の事案におきましても、市の基本構想を実現する上で、将来的な見地から、優良な農地を認定農業者に集積するため、農地中間管理機構の機能を活用したほうが有効と判断されるために、市長に対して買入協議を要請するものでございます。以上です。

議 長 只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することとします。

議 長 次に、日程第１１、議案第１１３号「農地法第３条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第１１３号についてご説明いたします。議案書の３２ページから３４ページになります。申請番号１番から７番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。また、事務局で、欠席の１番委員から補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 欠席の１番委員からは、申請番号５番について、特段の補足はございませんでした。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第１２、議案第１１４号「農地法第３条の規定による貸借権設定等の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の35ページになります。申請番号1番について、詳細は記載のとおりです。調査担当委員からは、この案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上であります。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員の10番委員が欠席のため、事務局で補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 申請番号1番につきまして、今回欠席の10番委員から特段の補足はございませんでした。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第13、議案第115号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第115号についてご説明をいたします。議案書の36ページ、申請番号1番につきまして、申請者の住所氏名、土地の表示、事業計画を変更する理由につきましては記載のとおりでございます。建売住宅を建築する目的で平成29年8月に転用許可を受け、土地の造成工事は完了しておりますが、住宅建築には至っていない状況でございます。今般、建売分譲の計画だったものを、宅地分譲地として売買をするため、必要な事業計画変更をするものとなっております。補足といたしまして、通常の宅地分譲地としての転用につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められている等の要件を満たした土地でないと農地転用はできませんので、今般の計画は建築条件付売買予定地として分譲売買を行うものとなっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、13番委員。

13番委員 議案第115号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は1ページです。所在から事業計画変更事由までは記載のとおりです。去る10月8日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、17番委員

と現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査の報告をいたします。皆さまのご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第14、議案第116号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第116号についてご説明をいたします。議案書の37ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。先ず、申請番号1番につきましては、耕作用道路として小面積を転用するものとなっております。

 続きまして、申請番号2番につきましては、第1種農地の転用となりますが、農業用施設を目的とした転用のため、妥当と判断しております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、7番委員。

7番委員 議案第116号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は2ページになります。申請内容は記載のとおりでございます。去る10月7日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、5番委員。

5番委員 議案第116号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は3ページになります。去る10月15日午後3時より、代理人行政書

士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第117号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第117号についてご説明をいたします。議案書の38ページ、申請番号1番及び2番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。ともに一時転用の申請となり、申請番号1番につきましては許可日から2年3か月、申請番号2番につきましては令和8年4月30日までの期間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、16番委員。

16番委員 議案第117号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は4ページとなります。去る10月6日午後1時15分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取りを行いました。現地調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号2番について、14番委員。

14番委員 議案第117号申請番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は5ページになります。去る10月15日午後3時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判

断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第118号「農地法第5条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第118号についてご説明をいたします。議案書の39ページから40ページ、申請番号1番から4番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請番号3番につきましては、山林に太陽光発電設備を設置するに当たりまして、農地を進入路として使用するための転用申請となっております。

 続きまして、申請番号1番、2番、4番につきましては、いずれも第2種農地に太陽光発電設備を設置するための転用申請となっております。このうち、申請番号4番につきましては、面積が1ヘクタールを超える案件でございますので、去る10月14日に、県常設審議委員の同行のもと、現地調査を行っております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、現地調査委員の1番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第118号申請番号1番について、1番委員に代わりまして、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は6ページでございます。去る10月15日午後2時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断をいたしました。以上報告いたします。

議 長 次に、申請番号2番及び3番について、15番委員。

15番委員 議案第118号申請番号2番について現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページです。去る10月10日午後1時30分頃より、代理人行政書

士立ち会いのもと現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

次に、申請番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は7ページです。去る10月10日午後1時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。以上2件、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、現地調査委員の10番委員が欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 議案第118号申請番号4番について、10番委員に代わりまして、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は8ページでございます。去る10月14日午後2時頃より、代理人行政書士及び転用事業者の代理人が立ち会いのもと、本市農業委員会の会長、会長職務代理、農地専門委員長、農地専門副委員長、加えて県の常設審議委員にも同行いただきまして、現地調査を行いました。現地調査では、パネル設置に伴う敷地内排水計画等を中心に聞き取りを行い、事業者側から説明をいただきました。結果といたしまして、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断いたしました。以上、ご報告いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第119号「農地法第4条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第119号についてご説明いたします。議案書の41ページ、申請番号1番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、一般住宅を建築するための転用申請となっております。補足を要する案件としまして、報告第43号整理番号1番の関連案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号1番について、3番委員。

3番委員 議案第119号申請番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。現地案内図は9ページです。申請内容は記載のとおりです。去る10月11日午前9時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第18、議案第120号「現況確認証明申請について」を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第120号についてご説明いたします。議案書の42ページから43ページ、申請番号1番から5番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。今回申請のあった農地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号1番から5番について、現地調査委員を代表しまして、13番委員から報告をお願いします。

13番委員 議案120号申請番号1番から5番について現地調査の報告をいたします。去る10月7日午後1時30分より、農業委員1名、農地利用最適化推薦委員1名、事務局1名、合計3名で現地調査を行いました。

 まず、申請番号1番について報告をいたします。現地案内図は10ページです。申請のあった3筆全て雑木が生い茂り、森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。

 続きまして、申請番号2番について報告をいたします。現地案内図は11ページです。狭小地であり、現況も道路であるため、農地として利用することは困難

であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号３番について報告をいたします。現地案内図は１２ページです。進入路もなく、原野化しているため、農地として利用することは困難であることから、非農地と判断いたしました。

続きまして、申請番号４番について報告をいたします。現地案内図は１３ページです。申請のあった４筆全てに進入路はなく、雑木が生い茂り森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号５番について報告をいたします。現地案内図は１４ページです。申請のあった３筆全て雑木が生い茂り、森林化しているため、農地として再生は困難であることから、非農地と判断いたしました。

以上５件について、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告５件、及び議案１１件、合わせて１６件の審議を全て終了いたしました。これもちまして、本日の１０月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。

（閉会 午後２時２２分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和7年11月17日

議事録署名人（4番・ネモト タケミ）

議事録署名人（5番・コオリ カズヒロ）

議事録署名人（6番・ミズガイ タカシ）
